

裏面白紙

内閣府第一二〇号

内閣府第一二〇号

昭和二十三年四月十三日

内閣府

内閣事務官

総務官事務課長殿

夏時間採用に関する件

標記の件について、別紙のごおり閣議決定しましたから、命によつて通知します。

58.2.4
国立公文書館

夏時間採用に關する件

閣議決定
昭和三十三年三月

時間制度のもたらす各般の利益、特に現在の電力事情に與へる好影響に鑑み、左の要領によりこれを採用することを内容とする法律案を國會に提出するものとする。

- 一 実施期日の目途を本年五月一日（土曜日）におき、該般の準備が完了する迄に完了するよう措置すること。
- 二 切換時刻は、切換に伴う調整の範囲を最少限度ですますことができよう、五月一日午後十二時を予定すること。
- 三 現行標準時はそのまま存置し、五月一日午後十二時（二四〇〇）を五月二日午前一時（〇一〇〇）とする方法によること。
- 四 毎年における本制度採用の始期及び終期は、一應四月十一土曜日及び九月十一土曜日と予定すること。従つて本年度において標準時に復帰する時期は、九月十一日（土曜日）夜半を予定すること。

五 本制度採用に伴う左の各項に關する調整については、それが必要の法的措置を講ずること。

- （一）法定期間計算に關する事項
- （二）天文台の発する報時に關する事項
- （三）列車運行表に關する事項
- （四）市内時間計算及び右に對する給與に關する事項
- （五）標準時と區別するため、本制度による「時」を夏時間（假稱）と稱すること。